（案）

第５次地域管理経営計画書
第５次国有林野施業実施計画書

（白川・菊池川森林計画区）

（第２次変更計画）

計画期間
自　平成２７年４月　１日
至　平成３２年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

（案）

第５次地域管理経営計画書

（白川・菊池川森林計画区）

（第２次変更計画）

計画期間
自　平成２７年４月　１日
至　平成３２年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

［変更理由］

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたこと、また、健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から主伐・再造林を推進することから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２７年３月策定、平成２９年３月変更、計画期間：平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日）の変更内容

（１）「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（１）国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。

（２）「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（４）主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量　②更新総量　③保育総量」を上記理由により変更する。

（３）「２　国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（３）　特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「１　国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（２）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目　　次

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項 …… 1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針 …… 1
①　森林計画区の概況 …… 1
(4) 主要事業の実施に関する事項 …… 2
①　伐採総量 …… 2
②　更新総量 …… 2
③　保育総量 …… 2

2　国有林野の維持及び保存に関する事項 …… 3
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 …… 3
①　保護林 …… 3

1　国有林野の管理経営に関する基本的な事項

（１）国有林野の管理経営の基本方針

①　森林計画区の概況

オ　阿蘇地区(116、117、119、120、122～128、222～226林班)

熊本市内を流れる白川の中上流部に位置し、阿蘇高岳（1,592m)及び根子岳（1,408m)の南側斜面、南阿蘇外輪山地帯（標高700m以上）並びに北向山（797m）からなる。

中岳、根子岳一帯は地形、地質が不安定であり、山地災害防止機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、北向山スギ等遺伝資源希少個体群保護林については、九州地方中央部に残存する自然林として学術上価値が高く、自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

（４）主要事業の実施に関する事項

①　伐採総量

（単位：m3、ha）

区　　分	主　　伐	間　　伐	計
本　計　画	234,028	248,738 (2,080)	482,766 [48,534]
前　計　画	158,700	271,300 (2,532)	430,000

注：（　）は、間伐面積である。
［　］は、臨時的な伐採量で外書き。

②　更新総量

（単位：ha）

区　　分	人工造林	天然更新	計
本　計　画	687	45	732
前　計　画	329	145	475

注　合計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

③　保育総量

（単位：ha）

区　　分	下　刈	つる切	除　伐	枝　打	ぼう芽整理
本　計　画	1,006	28	73	－	13
前　計　画	549	45	82	－	78

2　国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

①　保護林

種　　類	箇 所 数	面　積(ha)
希少個体群保護林	3	81
総　　数	3	81

（案）

第５次国有林野施業実施計画書

（白川・菊池川森林計画区）

（第２次変更計画）

計画期間

自　平成２７年４月　１日

至　平成３２年３月３１日

（平成３０年３月変更）

九 州 森 林 管 理 局

国有林野施業実施計画の変更について

［変更理由］

健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から主伐・再造林を推進すること、また、保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成３０年４月１日より生じる。

１．現行計画（平成２７年３月策定、平成２９年３月変更、計画期間：平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日）の変更内容

（１）「２　施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「（２）水源涵養タイプにおける施業群別面積等、（３）水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積、（４）伐採総量、（５）更新総量、（６）保育総量」を上記理由により変更する。

（２）「５　保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（１）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目　　　次

２　施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採
　箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量　・・・・・・・・　1

（２）水源涵養タイプにおける施業群別面積等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（３）水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（４）伐採総量　・・・　3

（５）更新総量　・・・　5

（６）保育総量　・・・　5

５　保護林及び緑の回廊の名称及び区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

（１）保護林の名称及び区域　・・　6

２　施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

（２）水源涵（かん）養タイプにおける施業群別面積等　　（単位：ha）

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ普通伐期	1,411.98	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	ｽｷﾞ 40 ～ 60 ﾋﾉｷ 45 ～ 70
	スギ長伐期	1,502.39	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70 ～ 100
	ヒノキ長伐期	1,508.15	同上	80 ～ 120
	アカマツ長伐期	14.03	同上	80
	ケヤキ長伐期	19.49	同上	150
	その他人工林	83.80	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	434.46	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	178.65	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型　80 長期型　100
	その他複層林	10.72	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	特に定めない
	天然林長伐期	269.35	伐採箇所の縮小、分散化による択抜及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	89.46	伐採箇所の縮小、分散化による択抜及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	108.35	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外		－		
合計		5,630.83		

注　スギ・ヒノキ普通伐期のスギ４０～６０年、ヒノキ４５～７０年及びスギ長伐期７０～１００年、ヒノキ長伐期８０～１２０年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ６０年、７０年、１００年、１２０年伐期に移行させることを含む。

（３）水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積

（単位：ha）

施　　業　　群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	１００
スギ長伐期	７５
ヒノキ長伐期	６２
その他人工林	６
保護樹帯	３６
スギ・ヒノキ複層林	１７
天然林長伐期	１３
天然林広葉樹	１２
しいたけ原木	３６

（4）伐採総量

（単位：㎥、ha）

区分		林地					林地以外	合計
		主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ		2,809	20,934 (169)	23,743				
自然維持タイプ		－	－	－				
森林空間利用タイプ		20,525	68,757 (610)	89,282				
快適環境形成タイプ		－	764 (13)	764				
水源涵養タイプ	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ普通伐期	177,027	8,843	185,870				
	スギ長伐期	13,118	69,430	82,548				
	ヒノキ長伐期	495	72,620	73,115				
	ｽｷﾞ・ﾋﾉｷ複層林	13,087	5,439	18,526				
	その他複層林	1,637	328	1,965				
	アカマツ長伐期	－	230	230				
	保護樹帯	908	1,393	2,301				
	しいたけ原木	4,422	－	4,422				
	計	210,694	158,283 (1,287)	368,977				
合計		234,028	248,738 (2,080)	482,766	48,534	531,300	－	531,300
年平均		48,844	49.748 (416)	98,592	9,708	108,300	－	108,300

注　（　）は、間伐面積である。
　　年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

（再掲）市町村別内訳

（単位：m3）

市町村名	林地					林地以外	合計
	主伐	間伐	小計	臨時伐採量	計		
熊本市	26,543	36,851	63,394				
玉名市	－	4,522	4,522				
山鹿市	78,408	58,773	137,181				
菊池市	71,568	76,673	148,241				
阿蘇市	40,385	32,012	72,397				
玉東町	－	3,593	3,593				
大津町	－	2,467	2,467				
南小国町	8,354	11,847	20,201				
小国町	4,013	7,542	11,555				
高森町	－	130	130				
西原村	2,401	8,347	10,748				
南阿蘇村	2,356	5,981	8,337				

注　臨時伐採量及び林地以外の土地に係わる伐採量は含まない。

（5）更新総量

（単位：ha）

区分		山地災害防止ﾀｲﾌﾟ	自然維持ﾀｲﾌﾟ	森林空間利用ﾀｲﾌﾟ	快適環境形成ﾀｲﾌﾟ	水源涵(かん)養ﾀｲﾌﾟ	合計
人工造林	単層林造成	1.82	－	47.87	－	206.32	256.01
	複層林造成	14.81	－	－	－	416.37	431.18
	計	16.63	－	47.87	－	622.69	687.19
天然更新	天然下種第１類	－	－	－	－	－	
	天然下種第２類	－	－	－	－	－	
	ぼう芽	－	－	－	－	45.42	45.42
	計	－	－	－	－	45.42	45.42
合計		16.63	－	47.87	－	668.11	732.61

（6）保育総量

（単位：ha）

区分		山地災害防止ﾀｲﾌﾟ	自然維持ﾀｲﾌﾟ	森林空間利用ﾀｲﾌﾟ	快適環境形成ﾀｲﾌﾟ	水源涵(かん)養ﾀｲﾌﾟ	合計
保育	下刈	29.97	18.80	63.21	－	893.47	1,005.45
	つる切	－	－	2.34	－	25.23	27.57
	除伐	－	－	18.00	－	54.59	72.59
	枝打	－	－	－	－	－	－
	ぼう芽整理	－	－	－	－	12.53	12.53
	計	29.97	18.80	83.55	－	985.82	1,118.14

5　保護林及び緑の回廊の名称及び区域

（1）保護林の名称及び区域

種類	名称	新設・既設	面積（ha）	位置（林小班）	特徴等
希少個体群保護林	北向山スギ等遺伝資源	既設	77.58	116い	スギ、コナラ、クヌギ、ウラジロガシ、クマシデ等の遺伝資源の保存
	金峰山スギ等	既設	2.38	187ぬ	スギ、ヒノキ、サワラの老齢林の植物学的考証
	水源スギ等	既設	1.11	11へ、へ1	旧藩時代のスギ、ヒノキ老齢林の植物学的考証